

私立学校教育改革推進特別経費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、私立学校の振興育成を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資するため、私立学校における教育改革推進に係る経費について、当該私立学校を設置する者に対し、予算の範囲内において私立学校教育改革推進特別経費補助金（以下「教育改革推進補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県 規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「私立学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する私立の小学校、中学校、高等学校、幼稚園（学校法人立に限る。）及び特別支援学校（学校法人立に限る。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する私立の幼保連携型認定こども園（学校法人立に限る。）で、当該年度の4月1日において現に存するものをいう。

(補助対象経費)

第3 教育改革推進補助金の補助対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 人件費（役員報酬及び退職金を除く。）
- (2) 教育研究経費、管理経費

(補助対象事業)

第4 教育改革推進補助金の対象となる事業は、社会の変化に対応した教育の改革に資するものとし、その内容は別表のとおりとする。

(市町村の補助金との関係)

第4の2 補助対象事業に関し、市町村の事業によりこの要綱の第3の規定による補助対象経費と同一の目的の経費に対し補助金が交付される制度があるときは、当該補助対象事業に係る当該補助対象経費に対する教育改革推進補助金の交付については、この要綱の規定は適用しない。

(教育改革推進補助金の額)

第5 教育改革推進補助金の額は、別表に定める算定基礎により算出した額以内とする。

(教育改革推進補助金の減額等)

第6 知事は、私立学校を設置する者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5の規定により算出した補助金額の全部又は一部を減額することがある。

- (1) 役員、教職員及び生徒間等において、訴訟その他の紛争があり、適正な学校運営が期しがたいとき。
- (2) 銀行取引停止処分を受けるなど、財政事情が極度にひっ迫しているとき。
- (3) 法令の規定若しくは法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反したとき。
- (4) 国、県及び他の地方公共団体又は日本私立学校振興・共済事業団からの補助金又は貸付金に係る条件等に違反し、その返還を請求されたとき。
- (5) 公租公課、日本私立学校振興・共済事業団若しくは県のあっせんに係る金融機関の借入金返済又は公益社団法人宮城県私学退職金社団、一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会退職手当資金給付事業若しくは日本私立学校振興・共済事業団の納付金を相当期間滞納しているとき。
- (6) 教育改革推進補助金に係る報告又は届出について、その期限を著しく遅延したとき。
- (7) 教育改革推進補助金の申請書等に不実の記載をしたとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育改革推進補助金の交付目的若しくは交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(交付の申請)

第7 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出部数は1部、その提出期限は知事が別に定める日とする。

第8 規則第3条第2項の規定により申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 事業計画内訳表（別紙2）
- (3) 収支予算書（学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）による収支予算書及びこれに附属する収支内訳表とする。）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第9 事業計画の内容の変更又は、人件費、教育研究経費及び管理経費の配分の変更をしようとするときは、変更後の内容について、別記様式第2号により知事の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書（以下「報告書」という。）の様式は、別記様式第3号によるものとし、その提出部数は1部とする。

第11 規則第12条第1項の規定により報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 事業実績内訳表（別紙2）
- (3) 支出計算書（別紙3）及び人件費支出内訳表（別紙4）
- (4) その他知事が定める書類

(教育改革推進補助金の交付方法)

第12 教育改革推進補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は補助事業遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付することがある。

2 概算払で交付を受けようとする者は、別記様式第4号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(決定の取消等)

第13 知事は、規則第16条第1項の規定により、教育改革推進補助金の交付の決定を受けた者が第6の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき教育改革推進補助金の額の確定があった後においても適用することがある。

(教育改革推進補助金の返還)

第14 知事は、教育改革推進補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に教育改革推進補助金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、教育改革推進補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える教育改革推進補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成7年12月8日から施行し、平成7年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年2月27日から施行し、平成8年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年1月16日から施行し、平成9年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年9月25日から施行し、平成10年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年2月5日から施行し、平成10年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年12月15日から施行し、平成11年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月6日から施行し、平成12年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年9月20日から施行し、平成13年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年7月1日から施行し、平成15年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年2月16日から施行し、平成16年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年3月3日から施行し、平成17年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年11月30日から施行し、平成19年度予算に係る教育改革推進補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、教育改革推進補助金に係る予算が成立した場合に、当該教育改革推進補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年12月2日から施行し、平成20年度予算に係る教育改革推進補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、教育改革推進補助金に係る予算が成立した場合に、当該教育改革推進補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年11月24日から施行し、平成21年度予算に係る教育改革推進補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、教育改革推進補助金に係る予算が成立した場合に、当該教育改革推進補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年8月27日から施行し、平成25年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年8月21日から施行し、平成26年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年8月24日から施行し、平成27年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年12月22日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月30日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年1月30日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年1月28日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年1月31日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月27日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年2月9日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月6日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年10月20日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

事業内容及び算定基礎

1 教育の質の向上を図る学校支援事業

項目	対象者（校）の要件	対象学校種	1校当たりの補助単価
教育相談体制の整備	生徒指導に関連して、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士の資格を有する者、公認心理師となる資格を有する者又は国若しくは地方公共団体が主催する生徒指導及び教育相談に関する専門的な研修を修了した者等で、専ら生徒へのカウンセリングを担当する教職員を配置している私立学校であること。	小学校・中学校・高等学校	600,000円
特別支援教育に係る活動の充実	特別支援教育に関する校内委員会の設置と特別支援コーディネーターの指名を行っており、かつ、専門的・実践的な知識を有する人材からの助言や研修の受講、特別な支援を必要とする児童・生徒の学習・生活・進学・就職等のサポート、特別な支援を必要とする児童・生徒のための教材等の活用等の事業を行っている私立学校であること。	小学校・中学校・高等学校（特別支援学級を置く小学校及び中学校を除く）	900,000円
学校安全の推進	火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）、原子力災害等の災害及び防災についての学習、防犯、交通安全等についての学習、救急救命法や命の大切さについての学習、災害発生時の避難経路や避難行動・態度に関する学習（消防関係法令に基づく避難訓練のみを実施する場合を除く。）などを行っている私立学校であること。	幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校	取組に係る経費額相当（150,000円上限）
学校施設・通学路等の安全確保の推進	スクールバスにおける警備員等の配置、登下校時における交通安全指導員等の配置など、学校施設又は通学路等の安全確保のために人員配置を行っている私立学校であること。	幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校	取組に係る経費額相当（450,000円上限）

なお、幼保連携型認定こども園における学校安全の推進事業にあつては、次の対象幼児に対する事業が行われている場合、補助対象とする。

① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第3条第1項によるみなし認可を受けた幼保連携型認定こども園における対象幼児：下表のとおり

	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
旧接続型	○	○	—
旧並列型	○	—	—

（○が対象幼児）

② 平成27年4月1日以降に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の設置の認可を受けた幼保連携型認定こども園における対象幼児：1号認定子ども

2 子育て支援推進事業

① 通常 の 預 か り 保 育	基礎単価	【A】開園日の4／5以上の日数、1日4時間以上の預かり保育を開設 加えて、午後6時以降（午後6時を含む）も預かり保育を開設する場合				1,400,000 円
	※幼稚園等の教育時間終了後も園児を幼稚園等内で過ごさせる「預かり保育」を継続的に実施する私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園であること。	【B】開園日の4／5以上の日数、1日4時間以上の預かり保育を開設する場合				1,200,000 円
		【C】開園日の4／5以上の日数、1日2時間以上から4時間未満の預かり保育（教育時間と合わせて8時間以上）を開設する場合				800,000 円
		【D】開園日の4／5以上の日数、1日2時間以上から4時間未満の預かり保育（教育時間と合わせて8時間未満）を開設する場合				400,000 円
	加算単価	※基礎単価の要件及び次の要件に該当する幼稚園又は幼保連携型認定こども園				
		—	1日平均預かり保育時間が5時間以上6時間未満	1日平均預かり保育時間が6時間以上7時間未満	1日平均預かり保育時間が7時間以上	
	—		300,000 円	800,000 円	1,400,000 円	
	1日平均の預かり保育担当者の数が2人	500,000 円	1,200,000 円	2,100,000 円	3,100,000 円	
	1日平均の預かり保育担当者の数が3人以上	1,000,000 円	1,940,000 円	3,200,000 円	4,500,000 円	
② 長期 休 業 日 預 か り 保 育	基礎単価	長期休業日のうち10日以上の日数、1日2時間以上の預かり保育を開設する幼稚園又は幼保連携型認定こども園				160,000 円
	加算単価	※基礎単価の要件及び次の要件に該当する幼稚園又は幼保連携型認定こども園				
		1日平均の預かり保育担当者の数が2人				280,000 円
		1日平均の預かり保育担当者の数が3人以上				520,000 円
③ 休 業 日 預 か り 保 育	基礎単価	長期休業日を除く休業日のうち19日以上の日数、1日2時間以上の預かり保育を開設する幼稚園又は幼保連携型認定こども園				300,000 円
	加算単価	※基礎単価の要件及び次の要件に該当する幼稚園又は幼保連携型認定こども園				
		1日平均の預かり保育担当者の数が2人				400,000 円
		1日平均の預かり保育担当者の数が3人以上				740,000 円

なお、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条に規定する施設型給付を受ける幼稚園又は幼保連携型認定こども園については、平成26年度の教育改革推進補助金において子育て支援推進経費の補助実績がある幼稚園又は補助実績がある幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園で、次の要件のいずれかに該当している場合、子育て支援推進事業を補助対象とする。

- （ア）利用者居住区市町村が一時預かり事業（幼稚園型）を実施しない場合
- （イ）利用者居住区市町村が一時預かり事業（幼稚園型）を実施しているが、一時預かり事業（幼稚園型）としての設備・人員基準等を満たしておらず一時預かり事業（幼稚園型）を受託できない、又は補助を受けられない場合
- （ウ）利用者居住区市町村が一時預かり事業（幼稚園型）を実施しており、一時預かり事業（幼稚園型）としての設備・人員基準等を満たしているが、従来の「預かり保育」の支援方法との間に大きな差異がある場合

また、施設型給付を受けない幼稚園については、一時預かり事業（幼稚園型）を市町村から受託しておらず、補助を受けていない場合、子育て支援推進事業を補助対象とする。